

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

住宅取得特別控除は引継ぎできない

Q：父の死亡により自宅を相続することになりました。また合わせて父の住宅ローンの借入も今後は私が支払うことになりました。父は住宅取得等特別税額控除を生前は受けていましたので、私は父の控除を引継ぐことができますでしょうか。

A：住宅取得等特別税額控除とは、住宅の取得、増改築などをした場合には借入金残高の一定割合を所得税から6年間控除できるというものです。

この控除の適用には諸要件がありますが、夫婦あるいは親子が共同で家を取得するときも、それぞれの借入金に応じてこの控除が適用できます。

しかし、向こう6年間控除できるといっても、ご質問のように親が死亡して債務を引き継いでも、親の分までは控除はできません。

この住宅取得等特別税額控除、いわゆるローン控除はあくまで自らが取得した家にかかる借入金などの債務に対して適用されるものですから、親の債務の借入金を引継ぎ相続しても、親のローン控除はその時点でストップしてしまうことになるわけです。

